

作業別安全就業基準Ⅴ（作業名 運転）
その1

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 就業前、ブレーキ廻り、ハンドル廻り、ライト廻り、計器類、油、弛みや漏れのないよう点検整備を確実に実施すること。 2 運転は、身体の調子、身だしなみを整え、靴(ヒールの高い靴、サンダルは不可)を履くこと。 3 道路標識、標示、法令、交通警察の指示を守ること。 4 飲酒運転は絶対にしないこと。 5 運転中は携帯電話を使用しないこと。 6 緊急時以外、急ブレーキ、急加速をせず、穏やかな運転をする様に心掛けること。 7 車間距離を適切(多め)に保つこと。 8 車体の前部から車長の1/10を超えてはみ出す積荷を運搬する場合は、警察署長の許可を受けること。 9 急な進路変更をしないこと、又、進路変更するときは必ず、ウィンカーを使うこと。 10 急な割り込みをされるなど周りの車の運転マナーが悪くとも、感情的にならずに冷静に運転すること。 11 駐停車している車の隙間から、人、自転車等が出てくる可能性があるので、死角には十分に気をつけること。 12 交差点を通過するときは、出会い頭の事故が多いので、十分注意すること。 13 脇見運転をしないこと。 14 薄暗時(早朝、夕方)は目の能力が低下するので早めの点灯を心掛け、十分注意して運転すること。 15 夜間は昼間より速度感覚が鈍るので速度を控えめにし、十分注意して運転すること。 16 夜間、対向車のライトがまぶしい場合は、視点をやや左前方に移し、目がくらまないように注意すること。(対向車のライトを直視しない) 17 ドアを開ける時は周囲の状況に注意すること。 18 右、左折する時は自転車、バイク等の巻き込み、歩行者に注意すること。 19 雨の降り始め及び降雨時はブレーキが利きにくいので車間距離を多めにとり、早めにブレーキをかけること。 20 バックをする時は必ず後方を確認すること。 21 事故を起こした場合は、人命救助を最優先し、怪我をしている人がいたら応急処置をし、救急、警察の順に連絡すること。又、多重事故を発生させない様、速やかに車を安全な場所(路肩、空き地)へ移動させること。 	
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 荷台に上がって作業する場合は、必ずヘルメットを着用すること。荷台から飛び降りないこと。 2 重量のあるものは、共同して慎重に行うこと。 3 重量物の積み込みは、無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 4 長い距離を移動させる場合は、台車等を利用し、身体への負担を軽くすること。 5 樹枝等を積み込んだ場合は、トラックの積載量を守り、走行中に荷崩れしないよう、シート、ロープ等でしっかり固定すること。 6 荷台ロックは必ず確認すること。 7 道路上で作業しなければならないときは、自動車、バイク、自転車、通行人等に迷惑をかけないように、周囲に十分注意を払うこと。 	<p>ヘルメット 作業服 手袋</p>